扶養状況確認票 兼 必要書類チェック票(配偶者)

==	7 /Fil)うえご提出くた。 ⁻ る書類です <i>の</i>						欄に図してく 氏名コ		
āL	入例				る 最 た ま な ま ま な ま な ま な な	/ C (%L / ¬	X1-2	, _ 0		(/ 0	2011		
◆必要に応じて内容の問合せや、追加書類を求める場合があります。 1.基本情報 2点は全員必須													
1.基本情報			/ 华 <u>/</u>	# 人 □ □ ★ □ □ ←							主貝必須質です		
	氏名	続柄 神保除者	年齢	職業	居住	≥分	※全員		l 票の原本		見しす		
村日	日 太郎	被保険者 (本人)	30歳								・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	(م.±	
- بلد	n #7	#7 /⊞ ±⁄		र्का प्रसे	~ × n	+1 /					聚稅証明書 <i>0</i>		
		30				_{トイ・別民}							
2.扶養申請の理由						・世帯主が被保険者ではない場合							
□ 1)被保険者(あなた)の入社・異動													
□ 2)退職 (退職日: 年 月 日))	※住民票では、対象者との続柄を確認します							
	□失業給付について→□受給中 □受給予定 □受給終了した(年						・ 全頭者とは = 戸籍の1番上に名前が載る人						
	□ A)出産・育児による退職						※筆頭者が被保険者ではない方は戸籍が必要な場合があります						
理 □ B)傷病による退職 → □受給中□受給予定□受給で」 □ # 唯用体映貝恰丧大傩祕週和 i								ᆲᄱᆂᆝᆍᄔ	1				
□ C)その他()													
□ 3	□ 3)勤務時間の減少により健康保険を喪失												
	√ 4)婚姻 (婚姻日: R4 年 5 月 5 日) ——————————————————————————————————						婚姻受理証明書(写し可)						
		養申請するに	至った理由	をできるだ	け詳細に記入			·	- V =	+ vr / > F	3 <i>t</i> . 11 t	_	
<理由>										C.			
2 7h:													
3.これまで加入していた(している)健康保険							必要書類 □ 健康保险资格率生証明書						
□ 1)被保険者(あなた)の扶養に入っていた □ 健康保険資格喪失証明書 □ 2)他の家族の扶養に入っていた→(配偶者からみた続柄: 父)									· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
✓ 2)他の家族の扶養に入っていた→(配偶者からみた続柄:													
□ 4)国民健康保険 (
4.配偶者の今後1年間の見込収入 <u>※全て記入业 </u>													
1)給与(パート・アルバイト含む)			(#)	月額		円	-			写し 直近 況証明書	3か月分 (健保HPで入	手)」	
2)年金	A) 老齢年金		(年額		Ä							
	B)障害年金		(年額		円			1077 +	の担合		1	
	C)遺族年金		(#)	年額		円	- -	年金 また		<u>の場合</u> スに関っ	する必要		
	D)退職年金·介	≧業年金・個人年	金 無	年額		円		6/3	書類を		7 W.E.		
	E)農業者年	 金	(#)	年額						74Jm 3			
3)自営	 業収入(農・商・		(#)	年額		円		確定	全くの	無収入の)場合	内訳書	
		(#)	年額		円		(損者			碁類は添	10101		
		(無)	年額	200,0		-1	<u>直</u>]※ 詳	付不要	-		出		
6)傷病手当金、労災の休業補償		(#)	日額	200,0	円 円	4		夏を証明す	るもの写し	(給付金決定通	知書等)		
7) その他継続性のある収入(内容:)) (無)	月額				₩ λ	額が分か	ν る‡,のσ)写l .		
7)その他継続性のある収入(内容:) (無) 月額 日本 円本 収入額が分かるものの写し 1													
対象者の収入を基準額未満(※下記参照)かつ被保険者の収入額の2分の1未満に調整することを誓約します。 対象者の収入状況について、今後、貴組合から定期または不定期の調査があった場合には、その指示に従い、収入状況を確認できる所得証明書、源泉徴収票、確定申告書等の書類を提出します。													
びまた。													
※収入基準額	※収入とは給与だけでなく年金・営業所得・雑所得・雇用保険・健康保険の給付等の総収入をいいます ※収入基準額・・・60歳未満:年間130万円未満 60歳以上:年間180万円未満 ※年間収入とは必ずしも1月~12月に限定されたものではなく、どの12ヶ月をとっても基準未満である必要があります —								村田	大郎	※自署の場合捺印	17.要	